

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、20歳未満の身体・知的・精神に障害のある児童を養育する父母または父母に代わって養育している保護者を対象に支給される手当です。

支給要件

特別児童扶養手当を受給するには、以下の要件があります。

- ・児童が20歳未満であること。
- ・障害の程度が法律で定める基準に該当していること。
- ・児童と受給者が日本国内に住んでいること。
- ・児童がほかの公的な支援(障害基礎年金など)を受けていないこと。
- ・児童が児童福祉施設(保育所、母子生活支援施設等の通所施設を除く)に入所していないこと。
- ・受給者と配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定の額を超えていないこと。

主な障害程度の基準

1 級	
(1)	両目の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの
(2)	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
(3)	両上肢の機能に著しい障がいがあるもの
(4)	両上肢のすべての指を欠くもの
(5)	両上肢のすべての指の機能に著しい障がいがあるもの
(6)	両下肢の機能に著しい障がいがあるもの
(7)	両下肢を足関節以上で欠くもの
(8)	体幹の機能に座っていることができない程度、または立ち上がることができない程度の障がいがあるもの
(9)	前各号のほか、身体の機能ががい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活に支障があるもの
(10)	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められるもの
(11)	身体の機能の障がいもしくは病状または精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められるもの
2 級	
(1)	両目の視力がそれぞれ 0, 07 以下のもの
(2)	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
(3)	平衡機能に著しい障がいを有するもの
(4)	そしゃくの機能を欠くもの
(5)	音声又は言語機能に著しい障がいがあるもの
(6)	両上肢の親指及びひとさし指又は中指を欠くもの
(7)	両上肢の親指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障がいがあるもの
(8)	一上肢の機能に著しい障がいがあるもの
(9)	一上肢のすべての指を欠くもの
(10)	一上肢のすべての指の機能に著しい障がいがあるもの
(11)	両下肢のすべての指を欠くもの
(12)	一下肢の機能に著しい障がいがあるもの

(13)	一下肢を足関節以上で欠くもの
(14)	体幹の機能に歩くことができない程度の障がいがあるもの
(15)	前各号のほか、身体の機能の障がい、または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しく制限されるもの
(16)	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められるもの
(17)	身体の機能の障がいもしくは病状、または精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められるもの

手当月額

(令和8年4月1日改定)

区分	手当月額
	令和8年4月から
特別児童扶養手当(1級)	58,450円
特別児童扶養手当(2級)	38,930円

支給時期

- ・特別児童扶養手当は、毎年4月、8月、12月、それぞれの前月分までが支払われます。
- ・支払日が土日祝日に当たるときは、その直前の平日に支払われます。

所得による制限

所得制限限度額

(令和3年8月以降適用)

扶養親族等の数	受給資格者(請求者)	配偶者及び扶養義務者
	所得額	所得額
0	4,596,000	6,287,000
1	4,976,000	6,536,000
2	5,356,000	6,749,000
3	5,736,000	6,962,000
4	6,116,000	7,175,000
5	6,496,000	7,388,000

注1)扶養親族等に同一生計配偶者のうち70歳以上の者又は老人扶養親族がいる場合1人につき100,000円、特定扶養親族及び16歳以上19歳未満の扶養親族がいる場合は1人につき250,000円が限度額に加算。

注2)配偶者及び扶養義務者については、扶養親族等に老人扶養親族がいる場合、1人につき60,000円が限度額に加算(ただし扶養親族が老人扶養親族のみの場合は、老人扶養親族のうち、1人を除く)

注3)分離課税の長期譲渡所得及び短期譲渡所得については、特別控除適用後の額を所得制限の対象となる所得額に算入。

注4) 給与所得または公的年金等に係る所得を有する場合は給与所得と公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除。

※地方税法上の合計所得額から控除できるものは以下のとおり。

控除の種類	控除される額
雑損控除	地方額税法における当該控除額 (以下「相当額」)
医療費控除	相当額
小規模企業共済等掛金控除	相当額
配偶者特別控除	相当額
納税者にかかる控除	
特別障害者控除	400,000円
障害者控除	270,000円
勤労学生控除	270,000円
寡婦控除	270,000円
ひとり親控除	350,000円
扶養親族に係る控除	
特別障害者控除	1人につき400,000円
障害者控除	1人につき270,000円
肉用牛の売却による事業所得の課税の特例に係る所得	所得額
社会保険料控除	一律80,000円

受給(請求)の手続き 認定請求〇役場窓口
での請求の手続きが必要です。

必要な書類

- ・認定請求書
- ・請求者と児童の戸籍謄抄本(外国人の方は在留カード等)
- ・診断書(用紙は役場にもあります)
- ・身体障害者手帳・療育手帳等(お持ちの場合)
- ・個人番号確認書類(個人番号カード・通知カード)
- ・預金通帳等(申請者名義)
- ・本人確認書類(免許証・保険証など)

※その他、要件等により異なりますので、窓口にてお問合せください。

再認定届(有期認定)

- ・精神疾患(知的障害を含む。)、慢性疾患等で障害の原因となった傷病等がなおらないものについては、原則として前回の認定からおおむね2年後、その他障害が変化する可能性のある児童については、適宜必要な期間(前回の認定からおおむね1～5年後)を定め、再認定を行います。

・再認定を受けるための診断書等の提出期限を「有機期限」といいます。有機期限以降も手当を受給するためには、診断書を提出して再認定を受ける必要があります。

・有機期限は、前回の診断書等作成日を基準に、3月、7月、11月の末日のいずれかとされており、有効期限の2カ月前を目途に、文書により診断書の提出について案内されます。有効期限までに役場窓口へ、診断書等を提出してください。

再認定の結果、減額・資格喪失となった場合は、基準日の翌月から手当が減額となります。すでに支払済の手当に過払いが生じた場合は後日送付される納入通知書にて、返戻することとなります。

所得状況届

特別児童扶養手当を受給している方は、最新の所得の状況を確認し、引き続き手当を受給する要件を審査するために、毎年8月～9月に「所得状況届」を提出していただく必要があります。対象となる方には8月上旬頃までに役場より書類をお送りします。
(手当が全額停止となっている方も提出が必要です。)

※所得額の計算方法

所得額＝年間収入額－給与所得控除額－下記の諸控除等

～お問い合わせ先～ 住民福祉課 戸籍住民・
特別児童扶養手当担当

〒046-0292 北海道積丹郡積丹町大字美国町字船潤 48 番地 5

電話:0135-44-2113(直通)FAX:0135-44-2714(直通)